

令和4年東郷町教育委員会9月定例会	
日時	令和4年9月27日(火) 午後2時30分 開会 午後3時03分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教育長職務代理人 小出 直美 委 員 奥谷 美香 委 員 石田 守良 委 員 加藤 逸男
欠席委員	教 育 長 中根 一郎
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 田中 秀和 学校教育課長 成田 敏弘 生涯学習課長 村中 章太 給食センター所長 中嶋 章人
会議録作成職員	学校教育課長 成田 敏弘
会議録署名委員	小出教育長職務代理人 加藤委員
教育長の報告	(1) 校長への指導事項等について
報告事項	(1) 9月校長会について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課)
議題	専承第13号 東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用 等に関する規則の制定について(学校教育課) 専承第14号 東郷町任期付町費負担教員採用選考委員会設置要綱の制定につ いて(学校教育課)
その他	教育長職務代理人の指名について
傍聴者	なし

部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 9 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長職務代理者からお願いします。</p>
教育長職務代理者	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくしと加藤委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	全員異議なし
教育長職務代理者	<p>異議なしとのことですので、9 月定例会の会議録署名委員は、わたくしと加藤委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>
教育長職務代理者	内容につきましては、教育長が不在のため、資料をご確認ください。
教育長職務代理者	<p>教育長からの報告は以上です。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p>
委員	アルコールチェックの取組状況を教えてください。
学校教育課長	アルコールチェッカーは、品薄のため、届き次第使用する予定です。現在は、目視によるチェックをしています。
委員	幼稚園送迎バス車内での熱中症事故など、悲しい事件・事故が起きている。学校でも気をつけてください。
委員	防災の関係で、浸水箇所に変更点はありますか。
学校教育課長	浸水箇所は安全安心課で把握していて、変更点はありません。
委員	コロナでの学級閉鎖の基準は、何人ですか。
学校教育課長	3 名です。
教育長職務代理者	<p>ほかに質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第 4、報告事項に入ります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
参事	<p>(1) 9 月校長会について</p> <p>夏季休業中、小中学校ともに大きな問題もなく、無事に 2 学期の始業式を迎えることができました。東郷町内の小中学校における新型コロナウイルス感染症の陽性者数、及び、濃厚接触者数につきましては、9 月の前半については、増加傾向にありましたが、後半に入ってからからは、減少傾向にあります。現在、どの学校も新型コロナウイルス感染症の陽性者数や濃厚接触者数は、少なくなってきており、落ち着いている状態であると言えます。</p> <p>9 月に入ってから、東郷小・高嶺小・兵庫小・諸輪中において、予定通り、野外活動を実施することができ、春木台小が予定通り、修学旅行を実施することができました。今週中には、東郷小・諸輪小・兵庫小が修学旅行を実施する予定であり、来週 10 月に入ってからからは、春木台小・諸輪小・高嶺小が修学旅行を、音貝小が野外活動を実施する予定です。11 月に入ってからからは、音</p>

	<p>貝小が修学旅行を実施する予定で、11月の音貝小の修学旅行を最後に、東郷町内全ての小中学校の宿泊行事が終了することになります。</p> <p>今年度8月より、2人から3人体制となったスクールソーシャルワーカーですが、必要としている学校へ集中的に行き、児童生徒の心のケアをしたり、保護者の話を聞いたりするなど、大活躍をしています。今後とも、児童・生徒、保護者、学校のために、スクールソーシャルワーカーとしての活動をさらに充実させていきます。</p>
学校教育課長	<p>(2) 後援名義の使用許可について</p> <p>資料は1ページをお願いします。</p> <p>令和4年8月29日から令和4年9月22日までに申請のあった件数は、資料のとおり4件です。</p> <p>いずれも過去に許可したものと同様の内容でした。</p>
学校教育課長	<p>(3) 要保護・準要保護児童生徒数について</p> <p>資料は2ページになります。</p> <p>令和4年8月23日から令和4年9月20日までの期間に新規の認定はありませんでした。現在の認定者の件数は、202件で、うち要保護1件、準要保護201件です。</p>
教育長職務代理者	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>質問・意見なし</p>
教育長職務代理者	<p>質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程第5、議題に入ります。</p> <p>専承第13号 東郷町少人数学級編成の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する規則の制定について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>資料は、3ページからになります。</p> <p>専承第13号 東郷町少人数学級編成の実施に係る任期付き町費負担教員の任用等に関する規則について、東郷町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したため、同条第2項の規定により報告し、これについて承認を求めるものです。</p> <p>制定の理由につきまして、東郷町立の小学校において少人数学級編成を実施するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項第1号及び第7条第1項並びに地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員の任用等に関し必要な事項を定める必要があるからです。</p> <p>主な制定内容につきましては、</p> <p>第2条で教諭及び講師の別を定めること。</p> <p>第3条で教員特殊業務手当の支給要件及び支給額を定めること。</p> <p>第4条で義務教育等教員特別手当の支給額を定めること。</p> <p>第5条で教職調整額の支給額を定めること。</p> <p>第6条で勤務時間を定めること。</p>

	<p>専決処分日は令和4年8月29日です。</p> <p>この案を提出するのは、教育委員会の承認を求める必要があるからです。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p>
教育長職務代理者	説明が終わりましたので、専承第13号について、審議をお願いします。
委員	専決のルールを確認したいのですが、どのような内容でも専決できるのですか。
学校教育課長	内容に制限はありませんが、会議を開く時間がない場合に専決できることになっています。
委員	それは、どこに規定されているのですか。また、なぜ時間が無かったのですか。
学校教育課長	<p>先月の定例会で、条例の議案をお認めいただき、議会でも可決していただきました。それからすぐに人材を募集する必要があったため、規則を専決処分とさせていただきます。</p> <p>専決処分できる根拠は、東郷町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項に、「教育長は、緊急に処理する必要がある、かつ、会議を招集する暇がないときは、委員会の権限に属する事務について専決処理することができる。」とされています。また、第2項で、「教育長は、前項の規定により専決処理したときは、その旨を次の委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。」とされています。</p>
委員	参考までに、承認されなかった場合は、どうなるのですか。
学校教育課長	確認しておきます。
教育長職務代理者	ほかに質問もないようですので、専承第13号について、採決に入ります。専承第13号を原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長職務代理者	<p>全員賛成ですので、専承第13号については原案のとおり承認します。</p> <p>次に、専承第14号 東郷町任期付町費負担教員採用選考委員会設置要綱の制定について、事務局の説明を求めます。</p>
学校教育課長	<p>専承第14号 東郷町任期付町費負担教員採用選考委員会設置要綱の制定について、説明いたします。</p> <p>先ほどの専承と同じく、先月の定例会でお認めいただいた条例の議案が議会でも可決され、すぐに募集を開始する必要があったため、専決処分とさせていただきます。</p> <p>資料は、12ページからになります。</p> <p>東郷町任期付町費負担教員採用選考委員会設置要綱の制定について、東郷町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したため、同条第2項の規定により報告し、これについて承認を求めるものです。</p> <p>制定の理由につきまして、任期付町費負担教員の選考に関し、公平かつ適正を期するため、必要な事項を定める必要があるからです。</p> <p>主な制定内容につきましては、</p>

	<p>第2条で委員会の所管事項を定めること。</p> <p>第3条で委員会の構成員を定めること。</p> <p>専決処分日は令和4年8月29日です。</p> <p>この案を提出するのは、教育委員会の承認を求める必要があるからである。</p>
教育長職務代理人	説明が終わりましたので、専承第14号について、審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長職務代理人	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>専承第14号を原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	全員挙手
教育長	<p>全員賛成ですので、専承第14号については原案のとおり承認します。</p> <p>次に、日程第6、教育長職務代理人の指名についてです。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、教育長に事故があるとき又は欠けたときはあらかじめ指名する委員がその職務を行うこととされております。現在の教育長職務代理人であります小出委員が、9月30日をもって教育委員としての任期を終えられ、退任されることに伴い、新たに、10月1日からの教育長職務代理人を選任する必要があります。教育長が教育長職務代理人を指名する必要がありますので、よろしくをお願いします。</p>
教育長職務代理人	<p>事務局の説明のように、教育長職務代理人を置くことになっており、あらかじめ教育長が指名することになっています。</p> <p>教育長職務代理人として、石田委員を指名する旨、教育長から報告を受けていますので、よろしくをお願いします。</p>
委員	<p>ただいまご指名いただきましたので、お受けいたしますが、わたくしは非常勤の身分ですので、教育長に事故があった場合、毎日事務局の指揮監督をするというのは現実的に不可能です。</p> <p>わたくしが行う職務代理人としての職務のうち、具体的な事務の執行については、事務局職員に委任したいと思います。</p>
教育長職務代理人	<p>具体的な事務の執行の部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項で、事務局職員に委任できる旨の規定がございますので、そのように取り計らいたいと思います。具体的な事務の執行については部長に委任します。</p> <p>併せて協議をお願いします。愛日地方教育事務協議会に関して、協議会規約第8条の規定により、協議会委員は、関係市町の「教育長」および「教育委員会が協議により定めた教育委員一人」をもって充てるとされております。教育長職務代理人に協議会委員をお願いしたく存じますが、これにご異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
教育長職務代理人	<p>異議なしとのことですので、石田委員よろしくをお願いします。</p> <p>9月定例会の日程は、これですべて終了しました。</p> <p>これもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。</p>

